

上五島支所建設部管内ダム管理補助業務委託に関する競争入札の参加者の資格等（告示）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和7年9月22日

長崎県五島振興局上五島支所長 山本 利文

1 一般競争入札に付する事項

業務番号 7債上ダム管第7号

業務名 上五島支所建設部管内ダム管理補助業務委託

履行場所 南松浦郡 新上五島町 青方郷ほか

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかの規定に該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) この告示の日の前日において、3の(1)に関し1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、知事から指名停止又は指名除外の措置を受けている者、又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日以前6か月から入札の期日までの間において、電子交換所で不渡手形、若しくは不渡小切手を出した事実、又は銀行、若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (8) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者
- (9) 入札の期日までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条、又は第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始、又は再生手続開始の決定日以後を審査基準日とする経営事項審査を受け、更生計画、又は再生計画の認可が決定されたもので、入札参加資格の審査申請書を再度提出し受理されたものを除く。）

3 競争入札に参加する者に必要な資格

以下の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 長崎県内に主たる営業所を有し、1年以上の営業実績があること
- (2) 次に掲げる①～⑦のいずれかの要件を満たすダム管理技術者1名（選任は2名以上）を配置できる者であること。
 - ① 大学、高専の土木課程を卒業後、ダム又は河川の管理に関して3年以上の実務経験を有する者
 - ② 高校の土木課程を卒業後、ダム又は河川の管理に関して5年以上の実務経験を有する者
 - ③ ダム管理技士試験（（一財）水源地環境センター）に合格した者又はダム管理主任技術者研修（（一財）全国建設研修センター）を修了した者

- ④ 大学、高専の電気、農業、衛生、都市、機械工学課程を卒業後、ダム又は河川の管理に関して5年以上の実務経験を有する者
 - ⑤ 高校の電気、農業、衛生、都市、機械工学課程を卒業後、ダム又は河川の管理に関して7年以上の実務経験を有する者
 - ⑥ 大学、高専、高校の土木、電気、農業、衛生、都市、機械工学課程以外を卒業後、ダム管理、河川管理又はダム建設に関して15年以上の実務経験を有し、そのうちダム又は河川の管理に関して5年以上の実務経験を有する者
 - ⑦ 長崎県知事により、長崎県ダム管理主任技術者の認定を受けた者
- (3) 次に掲げる①～⑦のいずれかの要件を満たすダム担当技術者1名(選任は2名以上、ダム管理技術者が兼務可、但し、その重複を除いた員数の合計は4名以上)を配置できる者であること。
- ① 大学、高専の土木課程を卒業後、ダム管理、河川管理、ダム建設又は河川・砂防関係の計画・設計に関して3年以上の実務経験を有する者
 - ② 高校の土木課程を卒業後、ダム管理、河川管理、ダム建設又は河川・砂防関係の計画・設計に関して5年以上の実務経験を有する者
 - ③ ダム管理技士試験(一財)水源地環境センター)に合格した者又はダム管理主任技術者研修(一財)全国建設研修センター)を修了した者
 - ④ 大学、高専の電気、農業、衛生、都市、機械工学課程を卒業後、ダム管理、河川管理、ダム建設又は河川・砂防関係の計画・設計に関して5年以上の実務経験を有する者
 - ⑤ 高校の電気、農業、衛生、都市、機械工学課程を卒業後、ダム管理、河川管理、ダム建設又は河川・砂防関係の計画・設計に関して7年以上の実務経験を有する者
 - ⑥ 大学、高専、高校の土木、電気、農業、衛生、都市、機械工学課程以外を卒業後、ダム管理、河川管理、ダム建設又は河川・砂防関係の計画・設計に関して15年以上の実務経験を有する者
 - ⑦ 長崎県知事により、長崎県ダム管理主任技術者の認定を受けた者

4 競争入札参加者の資格審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 3の(1)の営業所の所在地及び営業年数
 - イ 3の(2)の資格又は業務実績
 - ウ 3の(3)の資格又は業務実績
 - エ 年間売上高及び財務比率(純利益、固定長期適合率及び流動比率)

5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期

この告示の日から、令和7年10月7日(火)までの間(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 申請書等の入手方法

競争入札参加資格申請書等は、この告示の日から長崎県土木部ホームページの入札情報サービスポータルサイトより入手すること。

<https://www.doboku.pref.nagasaki.jp/bidding/info/index.html>
- (3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は、下記書類を(5)に掲げる場所に持参又は郵送(書留郵便に限る。(1)に示す期日までに必着。)し提出すること。

 - ア 競争入札参加資格審査申請書(様式第1号)
 - イ 印鑑届(様式第2号)
 - ウ 口座振替申込書(様式第3号)
 - エ ダム管理技術者及びダム担当技術者一覧表(様式第4号)
 - オ ダム及び河川管理経歴書(様式第5号)

カ 法人にあっては登記簿謄本

キ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元(分)証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

ク 県税に関し未納がないことを証する証明書

ケ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

※ 提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

※ エ、オに関して、既に長崎県ダム管理主任技術者の認定を受けた者は、その認定書の写しを添付すること。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語の記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書等の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

(住所) 〒857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷578-2

(名称) 長崎県五島振興局上五島支所総務課

(電話) 0959-42-1145

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年3月31日までとする。

8 資格審査申請事項の変更

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第7号）を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 所在地

(3) 代表者

(4) 資本金（法人の場合）

(5) 使用印鑑

(6) 委任事項

(7) 金融機関取引口座

(8) 電話番号

9 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)、(2)又は(8)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。